



# 熊本県公報

号外 第63号  
令和2年(2020年)  
11月30日(月)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

条 例	
○熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例	(人事課) 2

### 本号で公布された条例のあらまし

- ◇熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例**
- 1 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正【第1条】  
期末手当の支給月数を0.05月分引き下げる改定を行うこととした。(第15条の5関係)
  - 2 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正【第2条】  
令和3年4月以降の期末手当について、支給月数を0.025月分引き上げる改定を行うこととした。(第15条の5関係)
  - 3 熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部改正【第3条】  
期末手当の支給月数を0.05月分引き下げる改定を行うこととした。(第16条関係)
  - 4 熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部改正【第4条】  
令和3年4月以降の期末手当について、支給月数を0.025月分引き上げる改定を行うこととした。(第16条関係)
  - 5 熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正【第5条】  
期末手当の支給月数を0.05月分引き下げる改定を行うこととした。(第8条、第9条関係)
  - 6 熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正【第6条】  
令和3年4月以降の期末手当について、支給月数を0.025月分引き上げる改定を行うこととした。(第8条、第9条関係)
  - 7 熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正【第7条】  
期末手当の支給月数を0.05月分引き下げる改定を行うこととした。(第6条関係)
  - 8 熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正【第8条】  
令和3年4月以降の期末手当について、支給月数を0.025月分引き上げる改定を行うこととした。(第6条関係)
  - 9 熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正【第9条】  
期末手当の支給月数を0.05月分引き下げる改定を行うこととした。(第4条関係)
  - 10 熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正【第10条】  
令和3年4月以降の期末手当について、支給月数を0.025月分引き上げる改定を行うこととした。(第4条関係)
  - 11 熊本県教育長等の給与等に関する条例の一部改正【第11条】  
期末手当の支給月数を0.05月分引き下げる改定を行うこととした。(第4条関係)
  - 12 熊本県教育長等の給与等に関する条例の一部改正【第12条】  
令和3年4月以降の期末手当について、支給月数を0.025月分引き上げる改定を行うこととした。(第4条関係)
  - 13 熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例の一部改正【第13条】  
期末手当の支給月数を0.05月分引き下げる改定を行うこととした。(第5条関係)
  - 14 熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例の一部改正【第14条】  
令和3年4月以降の期末手当について、支給月数を0.025月分引き上げる改定を行うこととした。(第5条関係)
  - 15 この条例は、令和2年12月1日から施行することとした。ただし、2、4、6、8、10、12及び14は、令和3年4月1日から施行することとした。

**条 例**

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和2年11月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第52号**

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和26年熊本県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第15条の5第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改める。

第2条 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条の5第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

(熊本県立学校職員等の給与に関する条例の一部改正)

第3条 熊本県立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第19号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第4条 熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

(熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年熊本県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項及び第9条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第6条 熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項及び第9条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第7条 熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成15年熊本県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第8条 熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第9条 熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和27年熊本県条例第111号)の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第10条 熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(熊本県教育長等の給与等に関する条例の一部改正)

第11条 熊本県教育長等の給与等に関する条例(昭和63年熊本県条例第21号)の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第12条 熊本県教育長等の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例の一部改正)

第13条 熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例(昭和28年熊本県条例第1号の2)の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第14条 熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条、第10条、第12条及び第14条の規定は、令和3年4月1日から施行する。